

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会  
富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託審査会 運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託審査会（以下「審査会」という。）の運営（企画提案プレゼンテーション審査）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査会（企画提案プレゼンテーション審査）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託に係る企画提案書の審査
- (2) 富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(庶務)

第3条 審査委員会の庶務は、高度政策推進局高度政策企画イニシアチブにおいて処理する。

附 則

この運営要綱は、令和8年5月14日に施行し、委託契約締結の日をもって廃止する。